

Title	企業の行動目標と企業課税
Sub Title	The behavioral goals of corporations and the corporation income tax
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.1 (1973. 1) ,p.42- 58
JaLC DOI	10.14991/001.19730101-0042
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19730101-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

企業の行動目標と企業課税

古 田 精 司

ま え が き

企業が追求する目標が利潤の極大化にあり、かつその目標が達成されている均衡状態で法人利潤に課税されるなら転嫁はありえない。けれども法人企業が追求する目標は利潤極大化だけであろうか。第1節では、このような観点から最近の企業の行動理論における利潤概念と法人税の関係について検討する。第2節では、その1つとして制約付売上高極大化仮説をとりあげ、法人税転嫁の可能性を図解により検討する。第3節は、売上高極大化モデルによる法人税転嫁分析を一般化したばあいの問題点を調べあげる。第4節では、制約条件としての「最低利潤」の決定における問題点を吟味し、第5節で、一般化された企業の行動モデルのもとでの法人税転嫁問題を再検討する。小論では、新古典派的接近法とは異なる接近法によれば、法人税転嫁の可能性が開かれることが明らかにされる。

1. 企業の行動理論と利潤

「寡占理論は存在していない***。いくばくかのモデルはある：ある分析はまったく巧みだが、ある研究はそうとは思えない。われわれのいわゆる理論とは、常識、非常識、わずかな観察、沢山のあてにならない経験主義、および若干の数学と論理を混ぜあわせたものにもとづいて⁽¹⁾いる」。シュビックは最近、ミクロ経済学の展望論文のなかで、寡占理論の現状をこのように論じている。

この発言は、とくに法人税の転嫁分析に関心ある研究者に共感をもって迎えられようと思う。なぜなら寡占の一般理論なくして、転嫁分析の帰結に広く承認をうることは困難だからである。一般に

注(1) Shubik [10] p. 415 を参照。なお***は原文のまま。その意味はかれによるとつぎのとおりである。「……私の主張を確証するために長々しい議論が必要と思われるばあいには、私はこれを文章の最後に“***”で示そう。このようならば、私は私の主張を詳細に論証する用意がある」。

受けいられている法人税ゼロ転嫁の命題も、非現実的な完全競争および完全独占のモデルが前提とされ、それらのモデルの上になつてゼロ転嫁の帰結が導出され広く支持されるにいたっている。

しかし現実的たるべき寡占理論が存在していない現状では、一般的ならざる寡占モデルの上になつた転嫁分析の帰結もまた一般の承認をうることはできない。⁽²⁾ 法人税収入の過半がいわゆる寡占企業からもたらされる現状を考慮すれば、寡占の一般理論の欠除は転嫁分析のこんごの発展についても明るい見通しをあたえるものではない。

けれども近年、寡占理論の分野に様々の接近法による新理論が「参入」してくるようになった。その1つが「企業の行動理論」とよばれるものである。⁽³⁾ 法人税転嫁分析にとって、新しい企業理論のなかからとくに行動理論が選ばれる理由は、それが法人税の課税対象である利潤に対し根本的に再吟味を加え、その極大化が企業の行動目標としてどの程度の現実性をもちうるかという問題意識から出発しているところにある。むしろこれは、伝統的なミクロ経済理論が企業の行動目標としての利潤極大化を吟味しなかったことを意味するものではない。⁽⁴⁾ そうではなくて、企業の行動理論が誕生して初めて企業の行動目標に徹底した再吟味が加えられるにいたったことを強調するにすぎない。

なぜなら、企業の行動理論は、企業という組織体の目標を所与とは考えないで、構成員が作りあげてゆくという前提のもとで、目標設定のプロセス自体を問題としてとりあげる。組織目標は主として能動的な集団内部での交渉をつうじて決定されるとみるから、利潤目標は他の主要目標（生産、在庫、売上、市場占有率）と並んで企業の意志決定モデルを構成する1要因とみなされる。行動理論が仮定する利潤目標はつぎの2項目に対する要求と理解される。「(1)設備投資、株主配当金、債権者に対する支払、下部組織単位に対する予算の増加という形で資源配分を行なうための資源蓄積に

注(2) かつてオランダ政府に提出した報告書のなかで、私は5つの寡占モデルのなかに法人税変数を導入することによりつぎのような帰結をえたことを述べている。(1)クールノー・モデル、(2)マーケット・シェア・モデル、(3)屈折需要曲線モデルのもとにおいては、法人税転嫁の可能性はありえない。しかし、(4)結託モデル、(5)シュタッケルベルク・モデル(複占)のばあいには転嫁がありうる。(S. Furuta, A Theory of Fiscal Policy in Economic Planning, 1961, mimeograph. Rotterdam pp. 59-73)。なお、この間の問題点を間接的にはあるが興味深く描写したものとて、ソローとガルブレイスの間に交わされた論争がある。ソローは『新しい産業国家』を批判してつぎのようにいう。「ガルブレイス教授は、ジェネラル・モーターズを発見した最初のひとはない。工業の投資または価格決定を深く研究しているひとは大抵、そのような統計的行動に完全競争でもなくたんなる独占でもない行動が入る余地をもうけている(法人利潤税帰着にかんする永い論争は、どのような単純モデルにも全面的に依拠できないことを示唆している)」。 (傍点は古田による) Solow [12] p. 103. 参照。

(3) ここでは、R. M. Cyert & J. G. March [4], O. E. Williamson [13], K. J. Cohen & R. M. Cyert [3] とくにChap. 16 および 17 を念頭においている。寡占理論と法人税転嫁との関連で、後述するように、W. J. Baumolの売上高極大化モデルも行動理論の一部を形成するものとしてとりあげられる。そのほか法人税転嫁分析に関連した興味あるモデルがいくつか存在するが、小論では扱われていない。たとえば、R. Marrisの成長率極大化モデル、H. Averch & L. L. Johnsonの外部的統制制約下の企業モデル、J. S. BainおよびP. Sylos-Labiniの参入阻止価格理論、Cyert & DeGroot, J. Friedmanの異時間最適化モデル、L. Horowitzの不確実性モデル、M. Shubikのゲーム理論的モデル、および多数のシミュレーション・モデルがそれである。

(4) たとえば、Machlup [9], およびM. Friedman [5]の論証がその証拠となろう。かつまた、新古典派的接近法では、「利潤極大化」は1つの「公準」(postulate)とみなされていたといふことができる。今井・宇沢・小宮・根岸・村上 [16] pp. 121-4. 参照。

企業の行動目標と企業課税

対する要求。(2)トップ・マネジメント側の有利な業績尺度に対する要求。一般に利潤目標は利潤金額にかんする願望水準である⁽⁵⁾。「願望水準」(aspiration level)というタームが示すように、通常仮定される利潤極大化は経営者の動機づけにおいて経営者自身の追求する利益と矛盾しないかぎりにおいて企業の重要な行動目標たりうる。

ウィリアムソンの単純モデルはそのよい例である⁽⁶⁾。かれのばあい利潤はつぎの4種類に分類される。(1)極大利潤(π^*)は、伝統的な利潤極大化企業の行動目標と同じである。(2)現実利潤(π_A)は、極大利潤マイナス経営スラック(management slack)としてのスタッフ支出(S)として定義される($\pi_A = \pi^* - S$)。(3)報告利潤(π_R)は、現実利潤マイナス経営スラックとしての費用(M)であり、利益配当、留保、法人税からなる課税所得にひとしい($\pi_R = \pi_A - M$)。(4)最低利潤(π_0)は、経営者の効果的企業統制という観点から受容可能な最低利潤額であり、株主に正常配当を支払い経済的に必要な投資(これは自由裁量的投資支出には含まれない)を行なうにたる水準を意味する。

ここでの経営(または組織)スラックとは、組織体の維持にとって要求される以上に構成員に対して支払われる支出であり、組織体の安定化と適応化のためにクッションとしての役割を果す。たとえば、スラックとしてのスタッフ支出とは、必要とされる以上の販売費、研究開発費、地域社会関係費などがあげられ、スラックとしての費用とは、労働なり顧客を企業にとどめるに必要な額以上の賃金、またはそれ以下の製品価格がその例となろう⁽⁷⁾。当然のことながら、伝統的経済理論ではスラック概念はありえないし、あるとしても均衡状態ではゼロであるが、行動理論においては決定的役割を演ずる。

いま1つ重要な変数は自由裁量的投資支出(I_D)である。それは報告利潤と最低利潤および法人税(T)との差として定義される [$I_D = \pi_R - (\pi_0 + T)$]。企業の投資支出は償却の形で回収され、全額が直ちに課税利潤から控除されるわけではないから、 I_D は資金のアベイラビリティ概念に近い。また I_D は、先に述べたように、 π_0 に含まれる投資とは異なった経済的機能をもつと想定されている。

以上を前提としたウィリアムソンの企業行動モデルは、(1)スタッフ(S)、(2)費用として吸収される経営スラック($M = \pi_A - \pi_R$)、および(3)自由裁量的投資支出(I_D)の3変数を含む効用関数(U)を最大にすることが、経営者の行動目標とされる。ただし、制約条件としてこの効用関数の最大化は、報告利潤が最低利潤よりも大かまたは等しいという条件があたえられる。すなわち

$$U = (S, \pi_A - \pi_R, I_D) \text{ を最大にする}$$

$$(1) \pi_R \geq \pi_0 + T$$

注(5) Cyert & March [4] p. 42 参照。

(6) Cyert & March [4] Chap. 9, O. E. Williamson, A Model of Rational Managerial Behavior. 参照。同じく Williamson [13] Chap. 4, [14] Chap. 4, Cohen & Cyert [3] pp. 356~63 参照。

(7) Cyert & March [4] Chap. 3 および 9 を参照。スラックの分類は、マーケティング・セールス機能と生産機能の2種類で考えられている。

企業の行動目標と企業課税

(ii) $\rho = \pi_R / \pi_A$, $0 \leq \rho \leq 1$ と仮定する

ただし, $\pi_A \equiv R - C - S$

$$\left. \begin{array}{l} R \equiv \text{収益} = P \cdot X, \quad C \equiv \text{生産コスト} = C(X) \\ X \equiv \text{産出高}, \quad P \equiv \text{価格} = P(X, S, \varepsilon); \\ \partial P / \partial X < 0; \quad \partial P / \partial S \geq 0; \quad \partial P / \partial \varepsilon > 0 \\ \varepsilon \equiv \text{需要シフト・パラメーター} \end{array} \right\}$$

$$I_D \equiv \pi_R - (\pi_0 + T) = (1 - t)\pi_R - \pi_0$$

$$T \equiv t\pi_R, \quad t \equiv \text{法人税率}$$

書きかえると,

$$U = U[S, (1 - \rho)(R - C - S), \rho(1 - t)(R - C - S) - \pi_0] \quad (1)$$

経営者の効用関数 U を最大にするような X, S, ρ の値をうるため, (1) を 3 変数について偏微分し、ゼロとおく。

$$\partial U / \partial X = U_2(1 - \rho)(\partial R / \partial X - \partial C / \partial X) + U_3 \rho(1 - t) \left(\frac{\partial R}{\partial X} - \frac{\partial C}{\partial X} \right) = 0 \quad (2)$$

$$\partial U / \partial S = U_1 + U_2(1 - \rho)(\partial R / \partial S - 1) + U_3 \rho(1 - t) \left(\frac{\partial R}{\partial S} - 1 \right) = 0 \quad (3)$$

$$\partial U / \partial \rho = U_2(-1)(R - C - S) + U_3(1 - t)(R - C - S) = 0 \quad (4)$$

一般に(2)式が満たされるためには

$$\partial R / \partial X = \partial C / \partial X \quad (5)$$

であり, また(3)式を $\partial R / \partial S$ についてとくと次式がえられる。

$$\partial R / \partial S [U_2(1 - \rho) + U_3 \rho(1 - t)] + U_1 - U_2(1 - \rho) - U_3 \rho(1 - t) = 0 \quad (6)$$

書きかえると

$$\partial R / \partial S = \frac{-U_1 + U_2(1 - \rho) + U_3 \rho(1 - t)}{U_2(1 - \rho) + U_3 \rho(1 - t)} \quad (7)$$

(4)式から次式をうる

$$U_2 = U_3(1 - t) \quad (8)$$

方程式(5), (7), (8)により行動企業の X, S, ρ の最適値が決定される。ここで U_1 は S , U_2 は $\pi_A - \pi_R$, U_3 は I_D にかんする効用関数の 1 次偏導関数である。また利潤極大化企業と比較するため(8)式を(7)式に代入すると,

$$\partial R / \partial S = \frac{-U_1 + U_2}{U_2} \quad (9)$$

行動企業の(5)式と(9)式に対応する利潤極大化企業の関係式は

$$\partial R / \partial X = \partial C / \partial X, \quad \partial R / \partial S = 1 \quad (10)$$

企業の行動目標と企業課税

であり、生産決定については行動企業も利潤極大化企業も同じ結果をうる事がわかる。しかし、行動企業がスタッフを使用するのは、限界収益が限界費用より小さい ($\partial R/\partial S < 1$) ばかりであるが、利潤極大化企業では両者はつねにひとしい ($\partial R/\partial S = 1$)。また行動企業では ρ の値は 1 より小と決められ、パラメーターの変化に応じて ρ の値が調整されるのに対し、利潤極大化企業では ρ の値を 1 にひとしく決める。

ウィリアムソンの企業行動モデルで最も興味をひくものは法人税の効果である。利潤極大化企業は法人税の増徴になんらの反応も示さないのに対し、行動企業は法人税の変化に対応して産出量決定、スタッフ決定、 ρ の選択を調整することができる。⁽⁸⁾ 行動モデルでは、調整の方向は法人税のもたらす代替効果と所得効果に依存して決定される。法人税率が引き上げられると、行動企業は報告利潤の減少予測に対応して利潤からスタッフと産出量に方向転換を開始することがありうる。そのとき、たとえば、広告、サービス、パブリック・リレーションズ等に対する支出を増加し、同時に費用に吸収される経営スラックの比率を高めることにより、法人税負担は軽減されよう。この行動パターンは、法人課税にかんし私たちがもっている企業行動にかんする情報といちじるしく一致している。これに対し、利潤極大化企業モデルからは、このような行動パターンは予測できないし矛盾をうみだすほかない。

2. 売上高極大化仮説と法人税転嫁——図解——

企業の行動目標が、経営者の自己利益の追求を反映した企業の効用関数の極大化にあるとする仮説は、伝統的な利潤極大化仮説のみならず、他の種類の目的関数の極大化をも含む企業の「一般的選好関数」の極大化仮説とみなすことができる。一般的選好関数の極大化が単に利潤の極大化をつうじて達成されるとすれば、それは伝統的接近法と変わらないといえよう。しかし利潤に代えて、他のなんらかの目的——たとえば売上高——の極大化をつうじて一般的選好関数の極大化が達成されると想定すれば、それは新しい接近法の登場を意味する。ポーモル (W. J. Baumol) の制約付き売上高極大化仮説はそのような選好関数極大化の 1 変型とみなすことができる。

この仮説によれば、法人税の課税により産出量は削減され、製品価格の引き上げをつうじて税負担が消費者に部分転嫁される可能性が生ずる。ポーモルの仮説の特徴がつぎの点で伝統的理論と異なるがために、転嫁可能性にかんし異なった結論がえられると考えられる。

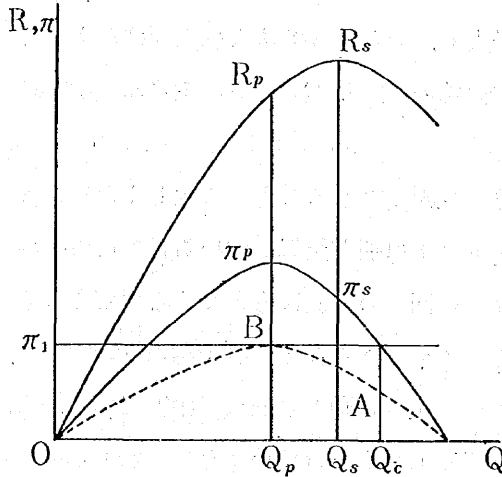
(1) 寡占企業における経営者の行動目標は、利潤極大化ではなく売上高収入の極大化にある。⁽⁹⁾ (2)

注(8) Williamson [13] pp. 52~54 および pp. 61~65, 同 [14] pp. 56~63. 参照。このような調整がなされるのは、行動企業のはあいには、利潤極大化の観点からみれば最適より下位 (sub-optimal) の領域で活動しているから当然といえよう。

(9) Baumol [1] Chapter 6. を参照。

売上高収入の極大化にあたっては、最低利潤の確保という制約がつけられている。⁽¹⁰⁾ (3)産出単位あたり最低利潤を一定とすると、共通費用を含む平均費用の変化は、ただちに産出量の変化をもたらし、

第1図



したがって価格も変化することになる。⁽¹¹⁾

第1図では、総収入曲線 OR_pR_s から総費用を差し引いた総利潤曲線 $O\pi_p\pi_s$ が描かれている。 OQ_p は極大利潤に対応する産出量であり、 OQ_s は売上高収入極大化産出量である。 $O\pi_1$ は許容可能な最低利潤をあらわし、 OQ_c はその最低利潤に対応する産出量である。したがって、均衡産出量は Q_p と Q_s の間で決定される。それゆえ、このモデルでは、寡占企業の均衡産出量、価格、売上収入、利潤を決定するには、総利潤曲線と許容可能な最低利潤水準を知れば充分といえよう。⁽¹²⁾

いまこの寡占企業に対し新しく50パーセントの法人税が課せられると想定しよう。ゼロ・パーセントから50パーセントの法人税率の引き上げと考えてもよい。総利潤曲線は課税前の $O\pi_p\pi_s$ から課税後の OBA (点線の曲線) へとシフトする。先に述べたように、当初の均衡利潤は π_p と π_s の間に位置しているが、ここでは単純化のため、経営者の目標が当初は売上高極大化にあったとし、したがって均衡利潤は $Q_s\pi_s$ であったとする。均衡利潤水準は最低利潤 $O\pi_1$ を上廻っているから、極大売上高追求という目標とここでは両立する。そのときの製品価格は Q_sR_s/OQ_c に設定される。

課税により総利潤曲線が下方にシフトし、税引総利潤曲線が図のように点線で示されるとする。最低利潤水準は課税前と同一にとどまるとし、かつそれは税引後総利潤曲線の極大点と一致するとしよう。⁽¹³⁾ 換言すれば、課税により経営者は必要最低限の利潤を確保するために、極大売上高追求から極大利潤追求へと行動目標を転換したとみなすのではなく、むしろ法人税課税が企業の行動目標である売上高極大化の願望水準を引き下げたとみるほうが妥当するであろう。課税後の均衡産出量は OQ_p に減少し、税込利潤は $Q_p\pi_p$ となって課税前利潤 $Q_s\pi_s$ よりも増大するが、税引利潤は

注(10) Baumol [1] pp. 48~53 を参照。

(11) 同 [1] Chapter 4 を参照。この仮定は法人税の短期的転嫁にとって重要である。ポーモルは、「日々の意志決定において、寡占的相互依存関係は小さな役割しか演じないという立場をとる」と明言している。この点はフル・コスト原理と異なっている。フル・コスト原理によると、主要平均費用が一定、かつ粗利潤率が一定であると、たとえ粗利潤のなかで共通費用の占める割合が変化しても、生産量は一定であり価格も一定である。

(12) ポーモルの制約付き売上高極大化仮説のもつ最大の問題点は、おそらく「受容可能な最低利潤」水準をいかに決定するかにかかっているといえよう。かれ自身の説明は、競争的資本市場における資本の機会費用、ないしは伝統的経済理論における正常利潤の概念に近い。Baumol [1] pp. 50~53 参照。この問題については第4節でとりあげる。

(13) 課税後に最低利潤水準は上方または下方にシフトすると想定するほうがより一般的であろう。この問題については第4節でとりあげる。また課税後の新均衡点は必ずしも最低利潤水準と一致する必要はなく、すくなくとも最低利潤水準以下であってはならないという条件を満たせばよい。

$Q_p B$ となり課税前利潤より引き下げられる。その結果、製品価格は課税前の $Q_p R_p / OQ_p$ から課税後の $Q_p R_p / OQ_p$ に引き上げられる。すなわち、法人税の負担は産出量の削減と製品価格の引き上げをつうじて顧客に転嫁されることになる。課税により産出量が削減されたけれども、税込利潤は課税がなかったばあいの極大売上高に対応する利潤にくらべ増大し、したがって法人税収入はかえって増大することになる。この点は、図において2つの総利潤曲線の Q_p と Q_p における差額、すなわち法人税額を比較すればあきらかであろう。

制約付き売上高極大化仮説にもとづけば、法人税の部分転嫁がありうることは否定しえないと考えられる。けれどもわが国では、しばしば同仮説がフル・コスト原理と類似しているため両者が混同され⁽¹⁴⁾、したがって法人税転嫁の可能性もフル・コスト原理と同一の論拠にもとづく⁽¹⁵⁾と理解されるかもしれない。しかし両者はすくなくとも次の2点で異なっているとみなすべきであろう⁽¹⁵⁾。

第1に、売上高極大化仮説は成長経済下の寡占市場における企業行動の説明に集中しているから、企業の行動目標が市場占有率の積極的拡大にしばられると規定しても不合理ではない。むしろ成長市場において企業が利潤極大化のため消極的行動を選ぶならば、かえって市場占有率の低下を招くことになろう。これに対し、市場成長が停滞し固定化している産業においては、企業の行動目標が売上高極大化におかれたとしても、それは企業の製品価格の引き下げを招くだけに終り、法人税転嫁の可能性をみいだすことはできない。かえってフル・コスト原理が妥当する企業は、このような停滞的産業においてであって、法人税転嫁の可能性はそのような企業にはすこしも開かれていないとみるべきであろう。

第2に、売上高極大化仮説における最低利潤は、後述するように、企業が確保することを意図する最低水準の配当と内部留保からなりたっているから、各製品ごとにきめられた比率を保つ必要はない。むしろ寡占企業の価格政策は、競争度の高い製品には比較的低い価格をつけ、安定した市場向けの製品には相対的に高い価格をつけるが、この政策は売上高極大化仮説では容認されている。ここでは結合利潤が問題となっているからである。しかし、フル・コスト原理では、売上粗利潤率は各製品ごとに確定した比率であって、各種製品全体としての粗利潤率が問題とされているものではない。したがって、法人税の課税によりマーク・アップ比率を引きあげるとしても、各製品すべてにわたり一律とならざるをえないから、市場別にみて顧客への転嫁がすべて成功するという保証はありえない⁽¹⁶⁾。

注(14) たとえば、安部・小林 [15] pp. 19~20 参照。

(15) ポーモルも相違点をあげているが、より明快にこの点を指摘しているのは宮崎義一氏である。宮崎 [17] pp. 176~7 参照。フル・コスト原理との相違点について、いま1つ同氏が挙げているが、それは本節の冒頭で指摘している点と同一である。注(11)を参照。

(16) 売上高極大化仮説にもとづく法人税転嫁の可能性を図解したものに、M. E. Levy [8] がある。筆者は本稿執筆中にそれに気づいたが、論旨はほぼ同一であるためとくに小論にとり入れたものはない。ただ、かれの分析は借入と株式の資金調達におよぼす法人税効果の差異を扱っている点が興味をひく。

3. 売上高極大化仮説と法人税転嫁——再論——

制約付売上高極大化を行動目標とする企業に対し法人税が課されるとき、税負担は前転するにせよ後転するにせよ転嫁される。この見解はしかしポーモル自身によりすでに予見されていたといつてよい。なぜなら、かれは利潤極大化企業にとっては転嫁が絶対に不可能とみなされていた一括税 (lump-sum taxes) ですら、売上高極大化企業においては転嫁が可能と考えるからである。かれの一括税の転嫁可能性にかんする見解はつぎのとおりである。

「(一括税) が転嫁されるのは、それが寡占企業に課せられるときには、企業はその利潤の制約がもう一度満たされる点まで、価格を引き上げかつ販売費を減少させるだろうからである。この見かけは転嫁不可能な税が転嫁しうることについての説明は簡単である——極大利潤を意図しない者は請求者がいない利潤の積立金をもっており、かれがそうせざるをえないときには、耐えられないほどの費用の増大であるとする額だけを、その積立金にたよることができるのである。もつとも、かれがそうすることができるのは、かれにとって非常に重要な売上高を犠牲にするばあいだけである⁽¹⁷⁾」。

興味ある点は、ポーモルによると、「請求者がいない利潤の積立金」があるばあいは、一括税ですら転嫁する可能性が生れることである。「積立金」がないばあいはどうなるのか。そのばあいは極大利潤が達成され、「積立金」はありえないから、転嫁の可能性もまたありえないであろう。すなわち、伝統的利潤極大化企業に対する一括税そしてまた法人税の課税のゼロ転嫁の帰結と同じである。

ベイヤー (A. A. Bayer) がポーモル・モデルに沿って、売上高極大化企業における法人税転嫁のメカニズムを一般化しようとした目的の1つはここに⁽¹⁸⁾みいだせる。またベイヤーの法人税転嫁モデルは、ポーモル・モデルの上にK・Mモデルを積み上げたという特徴をもっている。それは以下にみるとおりである。ただしここでは、まずかれの論旨をできるだけ簡潔にまとめてみよう。

かれによると、ポーモル・モデルにおける生産関数は生産費(C)と広告およびサービス競争費(A)よりなり、両者は生産物価格に独立に影響をあたえるという点で、伝統的理論に修正を加えている。ここでは、売上げ総収入(R)は広告費(A)を追加すれば増大するとみなされる。ただし、広告費の

注(17) Baumol [1] p. 78 参照。

(18) Bayer [2] 参照、ベイヤーの意図したものは、1つは、これまでの法人税転嫁の実証分析が短期に集中していると称して実は長期であることに対する批判、いま1つは、転嫁度が、K・Mモデルのように、100パーセントを超えるケースがみられるが、理論的にそれは不可能であるとする批判——その2つである。前者については次節以下で再検討されるとおり、かれの批判が正しいとはいいきれない。しかし後者については、ここで扱われる理論の枠組みのなかでは容認できよう。

増加は総収入の増加をもたらすけれども、その増加は総費用の増加にはおよばない。したがって、 $dR/dA < 1$ という関係がまず確認される。⁽¹⁹⁾

最低利潤という制約条件は次式のように書くことができる。

$$(R - C - A) \geq K_1 \quad (1)$$

ただし、 K_1 は最低利潤の絶対額をあらわす。さらに、利潤は企業の総投資のある最低比率、すなわち、投資の最低収益率に達しなくてはならないことが要求され、かつ投資は2つのタイプの費用の線型関数、すなわち、 $I + k_c C + k_a A$ であるとすれば、投資の最低収益率という制約条件が生まれ、それは次式であらわされる。

$$\frac{(R - C - A)}{I + k_c C + k_a A} \geq K_2 \quad (2)$$

ペイヤーは、ポーモルの最低利潤という制約条件が投資の最低収益率 (K_2) という制約条件に変形されたとき、ポーモルの利潤制約といわゆる「目標収益率」とのあいだの類似性に注目する。その共通点は、1つは資本投資を誘引し維持するにたる自由裁量的最低利潤という点、いま1つは両者にもとづく企業の行動パターンが利潤極大化企業のそれとは異なることである。しかしこの類似性は興味あるにせよ、あまり強調することはできない。なぜなら、これまでの「目標収益率」に関する議論は、明示的にせよ暗黙的にせよ、フル・コスト原理が前提とされており、それが売上高極大化仮説と類似していながら異なっていることは前節で指摘したとおりであるからだ。⁽²⁰⁾

総収入は広告費を増大するにしたがい増大するが、最低利潤の制約に到達すると売上高、そして総収入の増大がやみ極大点に達する。したがって、総収入の極大点においては、 $MR < MC$ という関係が成立し、それは利潤極大化企業における関係 ($MR = MC$) とは異なる。

ここで法人税が課税されると、さきの(2)式はつぎのごとくなる。

$$\frac{(1-t)(R - C - A)}{I + k_c C + k_a A} \geq K_2 \quad (3)$$

その結果、課税前の売上高極大化産出量では、税引利潤は制約条件であった最低利潤以下に低下するであろう。限界産出量 (dX) と限界売上高 (dR) とのあいだには $dR/dX > 0$ の関係があり、かつ $dR/dA < 1$ という関係から、広告費と産出量は削減され、最低利潤水準にふたたび到達する。ペイヤーはここで、法人税が転嫁される程度(転嫁度)が100パーセントを超えないという主張を述べる。しかしその論証はあきらかではない。というのは、制約条件である最低利潤水準がどのように変化するか、ポーモルにより明確にされていないためとしているが、それ以前に、ペイヤーは最低利潤水準の決定メカニズムに関心を払うべきではなかったろうか。制約条件としての最低利潤の決定

注(19) たとえば、Cohen & Cyert [3] pp. 377~9. 参照。ここでも指摘されているとおり、ポーモルの広告費はウィリアムソンのスタッフ支出と類似した役割をもっている。したがって、第1節のウィリアムソン・モデルで示されている $\partial R / \partial S < 1$ という条件は、ポーモル・モデルにおける $dR/dA < 1$ に等しいとみなしてよい。

(20) Kaplan-Dirlam-Lanzillotti [6] 参照。

企業の行動目標と企業課税

こそ、売上高極大化仮説の最大の問題点だからである。

(3)式により企業行動のパターンがあらわされているとし、法人税納税額はコストとみなされる。このコストは、ポーモルにより「請求者がいない利潤の積立金」とよばれたものにひとしいと考えてよいだろう。税率を t とすれば、税額は次式であらわされる。

$$T = t(R - C - A) \quad (4)$$

(3)式をつぎのように書きかえる。

$$\frac{(1-t)(R-C-A)}{K} \geq K_2 \quad (5)$$

ただし、 K は総資本ストックである。そこで制約付き粗収益率は次式であらわされる。

$$\frac{R-C-A}{K} \geq \frac{K_2}{(1-t)} \quad (6)$$

ここでペイヤーは $K \cdot M$ にならって、100 パーセントの法人税転嫁をつぎのごとく定義する。⁽²¹⁾

$$Y_{o,t} - Y'_{o,t} = T/K \quad (7)$$

ただし、 Y は課税前収益率をあらわし、ダッシュは課税がないばあいの値を意味する。(9)式を書きかえると

$$Y_{o,t} - Y'_{o,t} = \frac{t(R-C-A)}{K} \quad (8)$$

課税前収益率を定義すると

$$Y_{o,t} = \frac{(R-C-A)}{K} \quad (9)$$

課税がなかったばあいの収益率は

$$Y'_{o,t} = \frac{(R-C-A)'}{K} \quad (10)$$

よって次式がえられる。

$$\frac{R-C-A}{K} - \frac{(R-C-A)'}{K} = \frac{t(R-C-A)}{K} \quad (11)$$

課税がおこなわれたのちの収益率について課税がなかったばあいの収益率と比べると

$$\frac{R-C-A}{K} = \frac{(R-C-A)'/1-t}{K} \quad (12)$$

すなわち

$$K_2 = \frac{K_2'}{1-t} \quad (13)$$

税率 t のとりうる値は、 $0 < t \leq 1$ であるから、ポーモル・モデルによると、課税により最低利潤ないし最低収益率という制約条件が最大限増加しうる限界は、税率変化の100パーセント以内におか

注(21) Krzyzanlak & Musgrave [7] pp. 11~21 参照。

企業の行動目標と企業課税

れ、かつ長期において法人税の100パーセント以上の転嫁はありえない。これがペイヤーのボーモル・モデルによる法人税転嫁分析の帰結である。

4. 「最低利潤」の決定

企業の行動目標として、ウィリアムソンのばあいは、企業の一般選好関数の極大化があたえられ、制約条件として報告利潤が最低利潤よりも大かまたは等しいという条件がつけられた。ボーモルのばあいは、売上高収入の極大化が目標としてあたえられ、同じく最低利潤の確保という制約条件がつけられた。両モデルにおける共通点は、ひとたび法人税が課される時、その税負担の一部は遁脱されうるという帰結において、伝統的経済理論の帰結とは異なる主張を生みだしたところにある。

しかし、遁脱のプロセスはウィリアムソンとボーモルとでは異なった方向を示唆している。ウィリアムソン・モデルによると、法人税の衝撃により、企業は報告利潤の減少予測に対応して利潤から経営スラックと産出量の増加に向い、費用要因の増加をつうじて課税標準となる報告利潤を縮小する。なぜなら、課税後でみるとスタッフ支出は投資支出にくらべ相対的に有利となるからである。いわゆる「利潤の費用化」をつうずる税負担の回避である。

これに対し、ボーモル・モデルでは、法人税の衝撃により、企業は産出量の増加ではなく削減を、また費用の増加ではなく価格の引き上げをつうじて、法人税負担を積極的に顧客に転嫁する行動をとりうる。なぜなら、売上高極大化企業においては、課税後に実現する利潤が最低利潤の制約条件に抵触するかぎりにおいて、価格を引き上げかつ売上高収入が減少することをいとわないからである。したがって、両モデルの法人税の衝撃に対する反応はそれぞれ異なる点に留意せねばならない。しかし、それにもかかわらず、両モデルの反応パターンは、利潤極大化企業の反応パターンとは決定的に異なることも強調されねばならない。利潤極大化企業のばあいは、法人税の衝撃に対し産出量も価格も不変に留まるからである。

より一層重要な問題点は、両モデルとも「最低利潤」水準が企業の行動パターンの決定に不可欠の役割を演ずるにもかかわらず、「最低利潤」水準決定のメカニズムについてはなんら明確かつ一義的な説明をあたえていないところにある。当然のことながら、「最低利潤」の制約のもとで成立する理論が、「最低利潤」を未決定に残しては空疎とならざるをえない。ウィリアムソンは「最低利潤(税引き) (π_0) とは、連合体の他の構成員の要求を満たすにちょうど足りるようにかれらにより取決められた利潤である⁽²²⁾」とのみ説明しているにすぎない。これに対し、ボーモルのばあいは、「最低利潤」の決定について資本市場を媒介として説明を試みている。

ボーモルによると、売上高極大化にさいして制約条件となる「受容可能な最低利潤水準」はまっ

注(22) Cyert & March [4] p. 243 参照。

たく恣意的に決定されるものではない。すなわち

「典型的な寡占企業は、それ自身の生産物市場においては大きい、資本市場においては比較的小さいものである。これが意味するものは、株式の発行により資本を獲得するさいには、競争的価格決定の諸条件、すなわち、その株式の収益は競争の諸力によって決定されることを満たす用意がなければならないことである。

すべての法人企業が、その有価証券の売出しにより資金をうることができるためには、リクス・プレミアムのため若干の適当な修正をしたのち、すべての上場企業（それが寡占企業であろうとなかろうと）の有価証券の収益のあいだには、ある種のおおまかな同値が長期にわたってなければならない。もちろん、株主の収益には2種類ある。すなわち、配当収益と資産騰貴による利得である。将来売るためのより多くの有価証券をもつことを望み、かつ現在の株主の利益に対して妥当な考慮も払えるだけのものは支払いたいと願っている企業は、このことを考慮に入れなければならない。そのような最低収益とは、配当を支払い、かつまた受取配当と株価の上昇との組合せにより株主に適切に報いることができるような額で再投資するのに、十分な資金をもたらしものでなければならない。もしこのとおりならば、それぞれの会社の最低利潤率は、その有価証券の経常的な市場価値により競争的にきめられる⁽²³⁾」。

これによると、「最低利潤」水準の決定は一見明白のようにみえる。資本市場をつうずる「最低利潤率」の競争的決定という着想はきわめて説得力に富んでいるように思える。けれども仔細に検討すると、つぎのような疑問に達せざるをえないのではないか。

第1に、引用の最終文において、ポーモルは有価証券の経常的な市場価格が「最低利潤率」を決定するとしているが、文脈からすれば、決定すべきものは最低支払配当であって「最低利潤率」ではない。あるいは、有価証券の経常的な市場価格が「最低利潤」を決定するとみなすならば、他の決定要因、とりわけポーモルが重視する長期的売上高極大化にまで探し求める理由はみあたらない。ここでは、「最低利潤」とそれにあう留保利潤の決定が問題となっているのであって、そのために最低支払配当水準の決定が問われていると考えねばならない。

論点を明確にするため、ポーモルの資本市場における受容可能な最低利潤決定の論理をつぎのように再構成できるとしてみよう。⁽²⁴⁾ はじめに記号を定める。

p = 有価証券の市場価格

n = 公開されている株式数

π_d = 意図されている分配利潤

π_r = 意図されている留保利潤

注(23) Baumol [1] pp. 50~51 参照。

(24) Osbone [10] pp. 594~5 参照。

$y = \pi_d / p_n =$ 有価証券の収益

$\pi = \pi_d + \pi_r = pny + \pi_r$

かりに p と y は資本市場で決定されるとすれば、 n も短期的には所与とみなしてよいであろう。かくして π_d が決定される。ポーモルはさきの引用のあとで、「留保収益水準の決定は、私の考えでは、企業の長期目的によりいっそうよく説明することができる。私は売上高極大化は、短期においてと同様に長期においても、経営幹部の目的であると信じている。……企業がその最低利潤水準、配当支払い、および留保収益の大きさを決定するにあたっては、その経常的な資金調達の必要と、その過去の配当のやり方が将来の証券発行の必要という形であらわれてくる将来の現金利用の可能性にあたる効果、とのあいだにバランスをとるようにせねばならないであろう⁽²⁵⁾」と述べている。これによると、 π_d は短期的に決定され、ついで π_r は長期的目的（売上高極大化）により決定される。そうだとすれば、 π_d は決定されても π_r は未決定とならざるをえない。なぜなら、長期的目的は数多くの代替的短期的行動をつうじて達成されるのだから、長期的目的の決定がただちに特定の短期的行動を決定することにはならないからである。⁽²⁶⁾ π_r が未決定ならば、 π それ自体も未決定となる。

第2に、より重大な問題点は、資本市場の構造と株価の安定である。ポーモルはかれの仮説により寡占企業の行動パターンをたくみに特徴づけたが、資本市場の性格についてはなんらの特徴づけもしていない。かれは有価証券がひろく個人投資家に分散され、あたかも完全競争市場における株価の形成を前提としているかにみえる。しかし現実には、資本市場における有価証券の保有は金融機関、事業会社への集中がすすみ、個人保有は相対的に減少してゆく傾向がみられる。こうした状況のなかでは、株価の形成は「競争的価格決定の諸条件」によりきまるというよりは、寡占的価格決定の諸条件によりきまると考えねばならない。⁽²⁷⁾ 株価の形成は安定性を欠いて当然激化すると思われる。有価証券の集中化により経営権の安定化が達成される半面、集中化がすすめばすすむほど資本市場の価格形成が不安定化するであろう。株価形成の不安定化は、株式の資金調達機能をそれだけ制約するばかりでなく、 π_d の決定、ひいては「最低利潤」それ自体の決定も制約することになる。

5. 行動理論の再定式化

ウィリアムソン・モデルにおいてもポーモル・モデルにおいても、「最低利潤」の設定なしには企業の行動パターンは未決定と考えねばならない。それにもかかわらず、「最低利潤」決定のメカ

注(25) Baumol [1] p. 52 参照。

(26) 究極的にいえば、ポーモル自身が長期と短期の区別を明確にしていなかったところから「最低利潤」の決定自体が不明確に残されることになる。前節において、ベイヤーが長期的転嫁を論じている箇所も同様に批判されねばならない。

(27) ポーモルは同書の第5章「資金限界と利潤」において、資本市場の不完全性について論じている。しかしそれは、資金量の増大が利潤率の引き上げをもたらすため、合併などによる不完全競争集団の形成にみちびくことに集中され、株価形成におよぼす影響にまでは考慮が払われていない。

企業の行動目標と企業課税

ニズムについて両モデルとも明快な説明をあたえているものではない。そこでつぎのような疑問が生ずる。それは、企業の行動を説明する新しい理論にとって、「最低利潤」という制約条件は必ずしも必要とはいえないのではないか、という疑問である。また企業課税としての法人税の負担が、両モデルにおける同じように回避ないしは転嫁される可能性は、「最低利潤」の制約条件なしでも確認できるのかどうか。ここでは、ウィリアムソン・モデルとポーモル・モデルをより一般化したモデルを考えることにより、そのような疑問に1つの回答をあたえることを試みよう。

はじめに企業の行動目標は、(1)利潤極大化、(2)売上高極大化という2つの独立変数をふくむ企業の効用関数の極大化であると仮定しよう。利潤を π 、売上高収入を R とし、企業の効用関数を U とすれば、次式がえられる。

$$U = U(R, \pi) \tag{1}$$

ただし、 U は2回微分可能の関数とし、つぎのごとき関係が満たされるものとする。

$$U_{\pi} = \partial U / \partial \pi > 0, \quad U_R = \partial U / \partial R \geq 0$$

売上高収入 (R) および費用 (C) は産出量 (X) の関数であり、かつ利潤 (π) は収入マイナス費用とすれば、つぎのごとき関係式がえられる。

$$R = R(X), \quad C = C(X)$$

$$\pi = R - C, \quad \pi = \pi(X)$$

問題の制約条件はつぎの3つであるとしよう。

$$X = f(K, L), \quad X = g(p)$$

$$K = K(p_k), \quad L = L(p_L)$$

産出量 (X) が資本 (K) と労働 (L) により決定される生産関数と、産出量の需要は産出物価格 (p) に依存する需要関数、それに資本と労働は資本の価格 (p_k) と賃金 (p_L) にそれぞれ依存する供給関数の3関数が制約条件である。このような制約条件は、利潤極大化企業にとっても売上高極大化企業にとっても必ずや必要とされる条件であり、その意味では「最低利潤」のごとき強い制約ではなくきわめて弱い制約条件と呼べるであろう。

(1)式の極大化の条件を求めると

$$U_R \frac{dR}{dX} + U_{\pi} \frac{d\pi}{dX} = 0 \tag{2}$$

ただし、 $U_R = \partial U / \partial R$ 、 $U_{\pi} = \partial U / \partial \pi$ である。

さらに

$$d\pi/dX = dR/dX - dC/dX$$

であるから、(2)式より

$$(U_R + U_{\pi}) dR/dX = U_{\pi} dC/dX \tag{3}$$

書きかえると

$$\frac{dR}{dX} = \frac{U_x}{U_R + U_x} \frac{dC}{dX} = \lambda \frac{dC}{dX} \quad (4)$$

ただし、 $\lambda = U_x / (U_R + U_x)$ である。

(4)式によると、もしも収入の限界効用 (U_R) がマイナスでないとすれば、限界収入は限界費用以下にならざるをえない。この帰結は、コーエン・サイアートがボーモル・モデルの定式化をおこなったさいにえられた結論と同じである。⁽²⁸⁾ また広告費からの限界収入が1以下となるという条件となら⁽²⁹⁾ んで、それは売上高極大化仮説を成立せしめるための必要条件とみなされている。すなわち

$$U_R \geq 0 \text{ ならば, } dR/dX \leq dC/dX$$

ここで産出物価格の決定条件を考えてみよう。均衡価格の決定には、さきの3つの制約条件とともに産出物の需要弾力性および収入の限界効用が重要な役割を演じうる。(3)式の条件を書きかえ、つぎのような関係式を利用することにしよう。

$$\frac{\partial R}{\partial K} = \frac{dR}{dX} \cdot \frac{\partial X}{\partial K} = (mp) \cdot f_k \quad (5)$$

ただし、 $m = (1 - 1/\eta)$ 、 η は産出物の需要の価格弾力性であり、また f_k は資本の限界生産物である。生産要素の側の条件も考慮すれば、

$$\partial C / \partial K = m_k p_k \quad (6)$$

ただし、 $m_k = (1 + 1/\varepsilon_k)$ であり、 ε は資本の供給の価格弾力性である。この関係から、均衡のための必要条件である(3)式はつぎのように書きかえうる。

$$(U_R + U_x) \cdot mp f_k = U_x m_k p_k \quad (7)$$

したがって

$$f_k = \frac{m_k p_k}{mp} \cdot \lambda \quad (8)$$

(8)式は、企業の効用関数のなかに利潤と売上高収入の両者をふくむ企業にとっての限界生産物均衡条件式である。利潤極大化企業における同様の条件式が、 $(m_k/m)(p_k/p)$ であらわされることを考慮すれば、異なるところは λ が導入されている点でしかない。そこで、さきに仮定したように、収入の限界効用がマイナスでないとすれば、 $\lambda \leq 1$ であるから、収入の限界効用がゼロを超える範囲まで資本（のみならず労働）の限界生産物は引き下げられることになる。

企業がみずからの効用関数の極大化を図るという行動は、利潤極大化行動とは異なった所得分配上の帰結をもたらすであろうか。この問題に答えるために、そのような企業における限界生産物均衡の条件を求めると次式であらわされる。(8)式を書きかえて、

$$p_k = \frac{1}{\lambda} \frac{m}{m_k} p f_k = \frac{m}{m_k} p f_k \frac{U_R + U_x}{U_x} \quad (9)$$

注(28) Cohen-Cyert [3] p. 379 参照。

(29) 第3節および注(19)を参照。

企業の行動目標と企業課税

(9)式によると、もしも収入の限界効用がマイナスでないならば、資本はその限界収入生産物以上の報酬がえられることになる。労働についても同様の報酬がえられることはいうまでもない。資本も労働もそれぞれの生産物以上のものをうけとりながら、しかも赤字が残されているわけではないとすれば、どのようにしてそれらの超過報酬は調達されたと考えるべきであろうか。この問題に答えるために次式をとりあげてみよう。(9)式を考慮して、

$$\begin{aligned} \pi &= R - C = pX - p_k K - p_l L \\ &= pX - \frac{1}{\lambda} \left(\frac{m}{m_k} p f_k K + \frac{m}{m_l} p f_l L \right) \end{aligned} \quad (10)$$

(10)式で、もしも $U_R \geq 0$ ならば、 $1/\lambda \geq 1$ 、またそれゆえ $\pi \leq \pi^*$ 、ただし、 π^* は $U_R = 0$ のときえられる利潤、すなわち利潤極大化企業の利潤にひとしい。したがって、収入の限界効用がゼロを超えると、資本と労働の限界収入生産物を超過した報酬が両生産要素にもたらされる源泉は、まさに極大可能利潤にあるといてよい。この源泉は、第3節で引用されたポーモルの指摘と一致する。すなわち、「請求者がいない利潤の積立金」とはこの超過報酬の源泉にほかならない。ポーモルのいう「極大利潤を意図しない者」とは、ここでは「利潤の限界効用に比較して収入の限界効用がより大である者」と呼ぶことができる。

所得分配上のいま1つの留意事項は、企業の効用関数を前提としても、資本と労働の相対的分前 ($p_k K / p_l L$) はなんら影響をうけないが、しかし絶対的分前 ($p_k K / pX$ および $p_l L / pX$) は λ 項により影響をうけることである。すなわち、利潤の限界効用に比較して収入の限界効用がより大であるほど、資本と労働の絶対的分前はより大となり、「請求者がいない利潤の積立金」はそれにより減少する。それゆえ、ポーモルの売上高極大化仮説におけるように、企業の意志決定者がその効用関数において利潤よりも売上収入を重要視するならば、労働と資本は利潤の犠牲により利益をひきだすことができる。

しかし企業課税があらたに導入されるならば、事態はまた変化せざるをえない。(10)式に法人税が導入されると、

$$\pi - T_c = (1-t)pX - \frac{(1+t)}{\lambda} \left(\frac{m}{m_k} p f_k K + \frac{m}{m_l} p f_l L \right) \quad (11)$$

ただし、 T_c は法人税額、 t は法人税率をあらわし、 $0 < t \leq 1$ という条件をもつ。あきらかに $1+t/\lambda \geq 1$ であるから、 $(1-t)\pi \leq (1-t)\pi^*$ である。「請求者がいない利潤の積立金」は法人税によりひきだされ、同時に企業の意志決定者は「売上高を犠牲」にせざるをえない。収入の限界効用がゼロに近づくにしたがい、 $dR/dX = dC/dX$ の条件がみたされ、 λ は1に接近する。

第2節で述べたように、企業の行動目標である売上高極大化の願望水準が引き下げられたとき、課税後の均衡産出量、したがって売上高は減少し、税込み利潤は課税前に比較して増大するが、税

企業の行動目標と企業課税

引利潤は課税前利潤に比べ引き下げられる。すなわち、ボーモル・モデルと同じように、ここでも法人税の負担は産出量の削減と製品価格の引き上げをつうじて顧客に転嫁されることになる。

けれども、シュービックのいま1つの警告をここに書き留めておくことは、小論の論旨に同意的であれ批判的であれ、同じ課題を追求する人々にとり有用であると思われる。「私はある夜、鍵をなくした酔いどれの話を思い出す。かれは鍵をなくしたところから 50 ヤードもはなれた街灯の下で鍵を探していた。それというのも、そこはかれが見ることができる唯一の場所だからである⁽³⁰⁾」。新古典派の世界は、シュービックのいう「街灯の下」に照らされた世界でしかないのではないか、という疑問はこんごとも種々の回答が寄せられねばならない問題領域であろう。

〔後記〕 この小論はハーバード大学大学院財政学リサーチ・セミナーの諸氏に負うところ少なくないことを記して感謝の意を表明したい。

〔参 考 文 献〕

- [1] W. J. Baumol, *Business Behavior, Value and Growth*, 1959.
- [2] Arthur Bayer, Shifting of the Corporation Income Tax and Various Theories of Firm Behavior, *Public Finance/Finances Publiques*, 1970, 25(4).
- [3] K. J. Cohen & R. M. Cyert, *Theory of the Firm: Resource Allocation in a Market Economy*, 1965.
- [4] R. M. Cyert & J. G. March, *A Behavioral Theory of the Firm*, 1963.
- [5] M. Friedman, The Methodology of Positive Economics, in *Essays in Positive Economics*, 1953.
- [6] A. O. H. Kaplan, J. B. Dirlam & R. F. Lanzillotti, *Pricing in Big Business*, 1958.
- [7] M. Krzyzaniak & R. A. Musgrave, *The Shifting of the Corporation Income Tax*, 1963.
- [8] M. E. Levy, Professor Baumol's Oligopolistic Model and the Corporation Income Tax, *Public Finance/Finances Publiques*, 1961, No. 3-4.
- [9] F. Machlup, Marginal Analysis and Empirical Research, *American Economic Review*, Sept. 1946.
- [10] Dale K. Osborne, On the Goals of the Firm, *Q.J.E.* Nov. 1964.
- [11] M. Shubik, A Curmudgeon's Guide to Microeconomics, *Journal of Economic Literature*, June 1970.
- [12] R. M. Solow, The New Industrial State or Son of Affluence, *The Public Interest*, No. 9, Fall, 1967.
- [13] O. E. Williamson, *The Economics of Discretionary Behavior: Managerial Objectives in a Theory of the Firm*, 1967.
- [14] ———, *Corporate Control and Business Behavior: An Inquiry into the Effects of Organization Form on Enterprise Behavior*, 1970.
- [15] 安部一成・小林好広『現代寡占経済論』東洋経済新報社, 昭和42年。
- [16] 今井賢一・宇沢弘文・小宮隆太郎・根岸隆・村上泰亮『価格理論』岩波書店, 1971年。
- [17] 宮崎義一「第6章, 独占・寡占・独占的競争」, 篠原・林・宮崎編『近代経済学講座・基礎理論篇 3・価格理論』所収, 有斐閣, 1967年。

(経済学部助教授)

注(30) Shubik [11] p. 415 参照。